

平成19年4月から

全国市町村職員共済組合連合会が 共済年金の決定・支払いを行います

～各種届出等の手続きおよび各種相談は、
現行どおり共済組合で行います～

年金財政基盤を強固にし安定的に年金を支給すること、事務の効率化や組合員・年金受給権者のみなさまへのサービス向上をはかることを目的として、平成16年6月に地方公務員等共済組合法の一部改正が行われ、平成19年4月から、全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」と略します。）に市町村職員共済組合および都市職員共済組合で行われていた長期給付事業（年金業務）を集約し、一元的に処理することになりました。

これにより、平成19年4月からは、市町村連合会が共済年金の決定・支払いを行うこととなります。ただし、年金の請求や各種届出などについては、組合員・年金受給権者のみなさまの利便性や身近なサービスを考慮し、現在と同じく、本共済組合に手続きをしていただくこととなります。なお、このことによる年金の支給額や支払日は今と変わりなく、年金を受け取る金融機関の変更も必要ありません。

全国市町村職員共済組合連合会とは、すべての市町村職員共済組合および都市職員共済組合をもって構成され、共済組合の業務の適正かつ円滑な運営をはかるため、昭和59年に設立された組織です。

平成18年度

退職予定者 年金相談会の 実施状況について

2006年4月号の「共済ニュースこやか（No.202・12頁）」でお知らせしましたとおり、共済組合年金課では平成18年度退職予定の57歳以上の組合員、または元組合員の方を対象に本年8月から1月にかけて退職予定者年金相談会を実施しております。

本年度も、すでに17所属所・79名（9月末現在）の方々に実施させていただきました。ご参加いただきましたみなさまには、お忙しい中でのご出席ありがとうございました。

主な説明内容としては、退職時の年金額の提示、退職後の年金額の推移、退職共済年金および老齢基礎年金の一部繰上げ、複数年金の併給調整・年金外所得による年金の一部支給停止などの制度説明を行ない、個別の質問にも対応させていただいております。

年金課では、退職後の生活設計や複雑となる年金制度に対応することを目的として、来年度もこの時期に相談会を実施していく予定です。積極的に参加していただき、その機会にご自身の年金に関して理解いただき、退職後の生活にお役立てください。